

# 女性に対する暴力の根絶のための更なる取組について ～パープルダイヤルー性暴力・DV相談電話ーの結果を中心として～

資料1

## 1 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり

第3次男女共同参画基本計画(抄)	専門調査会において出された意見	取り組むべき課題と対策(案)
<b>ア 女性に対する暴力を容認しない社会風土の醸成</b>		
<p>○ 女性に対する暴力の予防と根絶に向けて、「女性に対する暴力をなくす運動」を定着させ、国際的な動向も踏まえつつ、国民運動として一層推進するほか、「男女共同参画週間」、「人権週間」等も通じて、広く国民に対する意識啓発のための活動を行う。これらの取組に当たっては、官民が連携した広報啓発を実施する。</p> <p>○ 加害を予防する観点からは、男性に対する広報啓発が重要であることに留意しつつ、若者や高齢者を含む国民各界各層に対して広報啓発を行う。また、暴力によらない問題解決の方法が身に付くよう、若年層を対象とする予防啓発の拡充、教育・学習の充実を図る。</p>	<p>○ パープルダイヤルでは、急性期の性暴力被害者の相談に掛かった電話のうち約4割が無言・いたずら電話であり、いたずら電話の多くは男性からかけられたものであった。</p> <p>○ 性暴力被害という言葉にポルノ・ファンタジー(暴力により女性が快楽を得ているというファンタジー)をかき立てられる男性のメンタリティーが性暴力の根っこにあるのではないか。</p> <p>○ 単なる「いたずら」と見過ごすことなく、国レベルでの対応が必要となるのではないか。</p> <p>○ 若者世代を含む社会全体への啓発が必要。</p> <p>○ 男性がポルノ・ファンタジーを抱くことが問題であると考えられるため、人権啓発活動だけでなく、健康なセクシュアリティを育む教育を重視すべきではないか。</p>	<p>○ 女性に対する暴力の予防と根絶に向けた意識啓発の活動に当たっては、広く国民に対する意識啓発のための活動を行いつつ、特に男性を対象とした取組についてもその中で行うよう努める必要がある。</p> <p>○ 将来暴力の加害者にも被害者にもならないよう、人権啓発活動や学校における性に関する指導など関係する取組と幅広く連携しながら、暴力によらない問題解決の方法が身に付くよう、若年層を対象とする予防啓発の拡充、教育・学習の充実を一層進める必要がある。</p>
<b>イ 相談しやすい体制等の整備</b>		
<b>①相談・カウンセリング対策等の充実</b>		
<p>○ 関係行政機関等において、相談窓口の所在等を広く周知するとともに、電話相談や窓口相談についてサービス向上を促進するため、民間団体等も活用した夜間・休祭日を含む開設時間の拡大、各関係機関の相談窓口の電話番号の統一化や、24時間ホットラインの整備などの方策を検討する。また、警察においては、女性警察職員が相談や被害の届出を受理する女性相談交番等の相談窓口の整備を図る。検察庁においては、「被害者支援員」を配置し、被害者等からの相談の対応や情報の提供、被害者支援機関・団体等の紹介、連絡・調整等の各種支援を今後も推進する。</p>	<p>○ パープルダイヤルでは、夜間においても相当数の相談が寄せられた。女性のDV相談で約2割、急性期の性暴力被害の相談で約3割。</p> <p>○ 24時間相談に対するニーズがあったこと、また、それらの相談の中には緊急の対応が必要なものがあつたことから24時間365日のフリーダイヤルのホットラインを国の事業として継続することが必要。</p>	<p>○ 開設時間の拡大、相談窓口の電話番号の統一化、24時間ホットラインの整備など電話相談や窓口相談についてサービス向上を促進するための取組の検討に当たっては、夜間においても相当数の相談があつたことなどパープルダイヤルの結果についても反映させ、被害者が支援を受けられるものとなるよう努める必要がある。</p>
<p>○ 男性被害者に対する必要な配慮が図られるよう、相談体制の充実を推進する。</p>	<p>○ 男性相談において多岐にわたる相談が寄せられ、傾聴のニーズが高かつた。こうした男性相談のニーズに対して、相談窓口が少ない。自治体の相談窓口を増やすことが必要。</p> <p>○ 男性相談の対応には、女性相談と異なるノウハウが必要であり、相談員の養成が必要。</p>	<p>○ 男性に対する必要な配慮が図られるよう、男性が支援を受けやすい環境の整備に配慮しつつ男性のための相談窓口の存在を広く周知するとともに、男性からの相談対応のための相談員に対する研修の実施などにより、相談窓口の開設など相談体制の充実を推進する必要がある。</p>

<p><b>②研修・人材の確保</b></p>		
<p>○ 職務として被害者と直接面接することとなる警察官、検察職員、更生保護官署職員、入国管理局職員、婦人相談所職員等について、男女共同参画の視点から、被害者の置かれた立場を十分に理解し、適切な対応をとることができるよう、より一層研修に努めていく。</p>	<p>○ 多様な二次被害の訴えがあり、特に警察、医療機関、配偶者暴力相談支援センターなどの相談機関が多かった。こうした機関の職員に対しても被害の状況に応じた対応ができるよう研修が必要。</p> <p>○ 被害者は精神的に非常に困難な状況にあることが多い。こうした状況を十分理解し、必要な支援を行うことができる専門職員の養成と配置が必要。</p>	<p>○ 職務として被害者と接する警察官、検察職員、更生保護官署職員、入国管理局職員、婦人相談所職員等について、<u>関係行政機関や民間団体の取組に対する理解を深めることや、配偶者からの暴力や性犯罪による被害の特性など、適切な被害者支援のための対応をとることができるよう、研修に努める必要がある。</u></p>

## 2 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

第3次男女共同参画基本計画(抄)	専門調査会において出された意見	取り組むべき課題と対策(案)
<b>ア 関係機関の取組及び連携に関する基本的事項</b>		
<b>②関係機関・民間団体等との連携協力</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被害者の保護及び自立支援を図るため、被害者の保護及び自立支援に関する施策を所管する関係機関が共通認識を持ち、相談、保護、自立支援等様々な段階において、緊密に連携しつつ取り組む。</li> <li>○ 配偶者暴力防止法、基本的な方針等を踏まえて、地域において関係機関間及び民間団体等との間で緊密な連携を図りながら、被害者の安全の確保及び秘密の保持に十分配慮しつつ、効果的な施策の実施を図る。また、民間団体等に対し必要な援助を行うよう努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 官民の連携の格差が浮き彫りになった。日常的に民間支援団体を含む関係機関の連携が図れているところは十分な対応を取ることができた。そうでないところとの地域間格差を埋め、官民連携して取り組むことが必要。特に、児童がいるDV家庭について、児童への相談と女性の保護に関する総合的な相談体制が不足している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被害者の保護及び自立支援を図るため、被害者の保護及び自立支援に関する施策を所管する関係機関が共通認識を持ち、相談、保護、自立支援等様々な段階において、緊密に連携しつつ取り組む必要がある。特に、児童がいる家庭において、配偶者からの暴力が存在する場合における被害者支援とその児童に対する支援について、関係機関が連携した対応を行う必要がある。</li> <li>○ パープルダイヤルにおける関係機関、民間団体等との連携事例を整理し関係機関等に情報提供することなどにより、地域において関係機関及び民間団体等との間で緊密な連携を促す必要がある。</li> </ul>
<b>③地方公共団体の取組に対する支援</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都道府県及び市町村内の関係部局その他関係機関の連携強化を通じ、被害者支援に係るワンストップ・サービスの構築を推進するために必要な助言その他の援助を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 支援には関係機関のサポートが欠かせない。ワンストップサービスのような形で、被害者等に荷重な負担をかけない回復支援を行うことが必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都道府県及び市町村内の関係部局その他関係機関の連携強化を通じ、被害者が、一か所で複数の窓口にかかる手続きを並行して進めることができるなど、被害者支援に掛かるワンストップ・サービスの構築を推進するために必要な助言その他の援助を行う必要がある。</li> </ul>
<b>④被害者に対する職務関係者の配慮の徹底</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 配偶者暴力防止法が対象としている被害者には、日本在住の外国人(在留資格の有無を問わない。)や障害のある人も当然含まれていることに十分留意しつつ、その立場に配慮することを徹底する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 外国人被害者が言葉の問題から警察や相談機関で対応できず帰される事例があった。きちんと対応できる相談窓口の存在と周知が必要。</li> <li>○ 外国人被害者に対する早期問題解決には、外国籍の相談者が抱える様々な問題を熟知した通訳者による初期対応が必要。</li> <li>○ 国は、都道府県が行う通訳者の養成、派遣のための仕組み作りを行うべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 日本在住の外国人被害者の保護及び自立支援を図るため、相談窓口の所在を広く周知するとともに、関係機関及び民間団体等との間で、特に通訳の手配など緊密な連携を図りながら、被害者の安全の確保及び秘密の保持に十分配慮しつつ、効果的な施策の実施を図る必要がある。</li> </ul>

<b>イ 相談体制の充実</b>		
<b>①配偶者暴力相談支援センターの取組</b>		
○ 配偶者暴力相談支援センターにおいては、プライバシーの保護、安心と安全の確保、受容的な態度で相談を受けること等、被害者の人権に配慮した対応を行うよう促す。また、都道府県において少なくとも1つの施設で、夜間、休日を問わず対応できるよう促す。	○ 設置義務となっている都道府県の配偶者暴力相談支援センターだけでは、地域が網羅されない。民間支援の空白地域もある。政令市や中核都市を中心に、市町村の配偶者暴力相談支援センターが設置されることが望ましい。 ○ 付添支援が本来の支援システムにつながったことは良かった。	○ 市町村の配偶者暴力相談支援センターは、被害者にとって最も身近な行政主体における支援の窓口であり、専門的な相談員の養成のための研修や配偶者暴力相談支援センターを設置している市町村の取組事例の提供などにより、市町村における配偶者暴力相談支援センターの開設を推進する必要がある。  ○ 配偶者暴力相談支援センターにおいては、プライバシーの保護、被害者の状況から同行支援等の支援が必要な場合における対応など安心と安全の確保、受容的な態度で相談を受けること等、被害者の人権に配慮した対応を行うよう促す必要がある。
<b>ウ 被害者の保護及び自立支援</b>		
<b>②加害者更生の取組</b>		
○ 加害者に対する適正な処罰を徹底するとともに、刑事施設及び保護観察所において、更生のためのよりの確な処遇の実施を検討する。また、社会内での加害者更生プログラムについて、その効果的な実施方法を含めた調査研究を実施する。	○ 被害者援助につながるDV加害者に対する相談や対応についてもニーズがあることが改めて確認された。今後、各地域のリソースなどの状況にあわせ、男性に対する幅広い相談から加害者更生までニーズに合わせた対応体制を検討、開発していくこと。 ○ すでに、各地域での加害者プログラムや法務省での暴力防止プログラムがあるので、こうした加害男性対応についての情報の収集や検討を行い、総合的な対策に結び付けていくことが必要。	○ 社会内での加害者更生プログラムについて、すでに行われている加害者プログラムなど加害男性に対する取組について情報収集し、その効果的な実施方法を含めた調査、研究を実施する必要がある。  ○ 男性に対する幅広い相談から加害者更生までニーズにあわせた対応体制を検討、開発し、総合的な対策に結び付けていく必要がある。
<b>エ 関連する問題への対応</b>		
<b>②交際相手からの暴力への対応</b>		
○ 交際相手からの暴力の実態の把握に努め、各種窓口において相談が受けられるよう体制の拡充・周知徹底を行うとともに、被害者の適切な保護に努める。また、暴力を伴わない人間関係を構築する観点からの若年層に対する予防啓発の拡充、教育・学習の充実を図る。	○ 10代等若年層からデートDV(交際相手からの暴力)の深刻な相談が寄せられた。シェルター対応(緊急な保護)が必要であるような緊急事例も見られた。 ○ パープルダイヤルの結果等から交際相手からの暴力の深刻な状況が明らかになった。適切な保護を実施するためには、交際相手からの暴力の被害者に対して適切な保護が確実に担保されることが必要なのではないか。	○ 交際相手からの暴力の実態の把握に努め、各種窓口において相談が受けられるよう体制の拡充・周知徹底を行うとともに、各種窓口等関係機関の連携を図り被害者の適切な保護に努める必要がある。また、暴力を伴わない人間関係を構築する観点からの若年層に対する予防啓発の拡充、教育・学習の一層の充実を図る必要がある。

### 3 性犯罪への対策の推進

第3次男女共同参画基本計画(抄)	専門調査会において出された意見	取り組むべき課題と対策(案)
<b>ア 性犯罪への厳正な対処等</b>		
<b>①関係諸規定の厳正な適用と適正かつ強力な捜査の推進</b>		
<p>○ 女性に対する性犯罪への対処のため、平成16年の刑法改正の趣旨も踏まえ、関係諸規定を厳正に運用し、適正かつ強力な性犯罪捜査を推進するとともに、適切な科刑の実現に努める。さらに、強姦罪の見直し(非親告罪化、性交同意年齢の引き上げ、構成要件の見直し等)など性犯罪に関する罰則の在り方を検討する。</p>	<p>○ 性犯罪に関する国連立法ガイドを参考に、強姦罪をはじめとする性犯罪の見直しをすべき。 ○ 性行為等を撮影しインターネットに掲載する等の相談が寄せられた。情報化社会が性暴力に及ぼす非接触型暴力被害に対する対策が必要。</p>	<p>○ 強姦罪の見直し(非親告罪化、性交同意年齢の引き上げ、構成要件の見直し等)など性犯罪に関する罰則について、女性に対する暴力に関する国際的な動向や、IT技術の進展に対応した取組の必要性も踏まえつつ、その在り方を検討する必要がある。</p>
<b>⑤各種の性犯罪への対応</b>		
<p>○ 教育・研究・医療・社会福祉施設・スポーツ分野における指導的立場の者等による性犯罪等の発生を防止するための効果的な対策やこれらの者等に対する啓発を強化する。</p>	<p>○ 急性期の性暴力被害の相談にあった「強姦・強制わいせつ」の相談では、性犯罪被害の加害者は、家族、職場関係者、学校関係者等知っている人が7割であった。</p>	<p>○ パープルダイヤルの結果も踏まえつつ、教育・研究・医療・社会福祉施設・スポーツ分野における指導的立場の者等による性犯罪等の発生を防止するための効果的な対策やこれらの者等に対する啓発を強化する必要がある。</p>
<b>イ 被害者への支援・配慮等</b>		
<b>①ワンストップ支援センターの設置促進</b>		
<p>○ 性犯罪被害者のためのワンストップ支援センター(医師による心身の治療、医療従事者・民間支援員・弁護士・臨床心理士等による支援、警察官による事情聴取等の実施が可能なセンター)の設置を促進する。</p>	<p>○ パープルダイヤルでは、被害直後の相談が少なかった(6件)。これは、性暴力に関する社会的な啓発が不足していること、相談先がどこで、そこでどのような支援が受けられるかが分からなかったことが大きい要因ではないか。 ○ 被害者は、精神疾患を持っていたり精神的に不安定である場合や警察の対応や至急の避妊処置が必要であるなど複雑な問題を抱えている。こうした被害者に対応する専門の窓口が必要。二次被害の防止にもつながる。 ○ 被害直後に届出をしにくい原因として仕組みの煩雑さと二次被害が考えられる。 ○ 一時的な相談ではなく、医療機関を一つの拠点として、性暴力、性犯罪にきちんと対応できる体制を地域で築いていくことを進めてもらいたい。</p>	<p>○ 第2次犯罪被害者等基本計画(平成23年3月25日閣議決定)に掲げられた性犯罪被害者のためのワンストップ支援センター(医師による心身の治療、医療従事者、民間支援員、弁護士、臨床心理士による支援、警察官による事情聴取等の実施が可能なセンター)の設置を促進するための検討に当たっては、性犯罪被害者からの相談の状況や被害直後に相談しにくかった原因、相談時の問題点など、パープルダイヤルの結果と分析も踏まえる必要がある。</p>

<b>④診断・治療等に関する支援</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医療機関における性犯罪被害者の支援体制、被害者の受け入れに係る啓発・研修を強化する。</li> <li>○ 男女共同参画センターにおける中長期的なカウンセリング等の性犯罪被害者支援の取組が促進されるよう、先進的な好事例の収集・提供に努める。</li> <li>○ 性的な暴力被害を受けた子どもに対する被害直後及びその後の継続的な専門的ケアの在り方を検討し、その実施に努める。あわせて、専門的知識を備えた人材の育成を推進する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 急性期の性暴力被害者で医療機関の相談につながった事案が非常に少ない。地域の中で医療機関につながる事ができる支援体制を作っていくことが今後の課題。</li> <li>○ 警察や医療機関と連携を行うことができる支援員の養成と研修制度の確立が必要。</li> <li>○ 安全確保等のため相談を受けている場所を伏せたが、具体的な相談につながるためには信頼してもらえることが重要であり、丁寧な広報が必要。</li> <li>○ 児童や思春期に対する性虐待への対応と性犯罪への対応を、統合的に行う体制を作成してほしい。特に思春期への性虐待についての対応体制を検討してほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医療機関における性犯罪被害者の支援体制、被害者の受け入れに係る啓発・研修を強化し、<u>医療機関における性犯罪被害者への対応体制の整備を図る必要がある。そのための関連機関との連携などの好事例の収集・提供に努める必要がある。</u></li> <li>○ 男女共同参画センターにおける中長期的なカウンセリング等の性犯罪被害者支援の取組が促進されるよう、先進的な好事例の収集・提供、相談員に対する研修に努める必要がある。</li> <li>○ 性的な暴力被害を受けた子どもに対して、<u>思春期など子どもの年齢や置かれた状況に応じて、被害直後及びその後の継続的な専門的ケアの在り方を検討し、その実施に努める必要がある。</u></li> </ul>
<b>⑦専門家の養成、関係者等の連携等</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 性犯罪に関する専門的知識・技能を備えた看護師等や民間支援員等の活用を促進する。</li> <li>○ 被害者支援については、関係省庁で連携し、研究者や医師、看護師その他の医療関係者等とも連携して取り組む。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 民間支援団体との日常的な連携が強いところは早朝・深夜を問わずうまく対応できたが、連携がないところでは対応が困難であった等、地域における格差がみられた。</li> <li>○ 民間支援員団体との日常的な連携が必要。</li> <li>○ 現在でも社会資源はある。それをつないでいき、統合していくということがパープルダイヤルの取組の中で行うことができた。今後、こういったモデルケースを作っていくべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 性犯罪に関する民間支援員との連携が促進されるよう、<u>先進的な好事例の収集・提供に努める必要がある。</u></li> <li>○ <u>地域にある性犯罪被害者を支援する警察などの関係機関、医療機関、民間支援団体などの支援機関・団体との連携を推進する必要がある。</u></li> </ul>
<b>ウ 加害者に関する対策の推進等</b>		
<b>①総合的な再犯防止対策の推進</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 関係省庁や都道府県警察において、性犯罪受刑者の出所後の所在等の情報を共有し、その所在を確認するとともに、性犯罪者に対する多角的な調査研究を進めるなど、効果的かつ総合的な性犯罪者の再発防止対策を進める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 警察庁による子ども対象・暴力的性犯罪で受刑を終えて出所した者に対する訪問・面談の検証結果を機会を捉えて取り上げること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 関係省庁や都道府県警察において、性犯罪受刑者の出所後の所在等の情報を共有し、その所在を確認するとともに、<u>警察庁による子ども対象・暴力的性犯罪で受刑を終えて出所した者に対する訪問・面談の検証結果を踏まえ、効果的かつ総合的な性犯罪者の再発防止対策を進める必要がある。</u></li> </ul>
<b>エ 啓発活動の推進</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ メディアを通じた的確な情報発信により性犯罪に対する一般社会の理解を増進する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被害直後の相談が少なかった。性暴力に関する社会的な啓発が不足していることが一因と考えられる。</li> <li>○ なぜすぐに相談しにくいのかについての原因究明と、それに基づいた啓発や体制作りが必要。</li> <li>○ 被害が潜在化していることとその原因について周知しなければならないのは、一般社会よりもまず相談機関や警察・医療機関。</li> <li>○ 一般社会の理解は、ポルノ・ファンタジーにつながらないものにする必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被害の申告がなされず潜在化している性犯罪被害の実態について調査を実施し、<u>性犯罪被害の実態などその結果について相談機関、警察、医療機関等における情報共有に努める必要がある。また、その結果に基づき性犯罪被害についての一般社会の正しい理解を促すための啓発活動を行うべきである。</u></li> <li>○ <u>相談機関や警察、医療機関等においてどのような相談・支援が受けられるかという情報提供を行うよう努める必要がある。</u></li> </ul>

#### 4 東日本大震災被災者への対応

第3次男女共同参画基本計画(抄)	専門調査会において出された意見	取り組むべき課題と対策(案)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ パープルダイヤルには、震災のストレスで配偶者の暴力がひどくなった、地震や停電の暗闇により過去の性暴力被害を思い出してつらいなど、震災に関係した相談も寄せられた。</li> <li>○ 東日本大震災の被災地においては、避難生活や生活不安によるストレスの高まりなどから、女性が様々な不安、悩み、ストレスを抱えることや、女性に対する暴力が生じることが懸念される。</li> <li>○ 震災に伴う性暴力被害に対する予防啓発が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>避難所等で生活する女性のための相談窓口を開設するとともに、幅広く効果的に周知する必要がある。</u></li> <li>○ <u>東日本大震災の被災地において、性犯罪や配偶者暴力等の女性に対する暴力について、避難所等で生活する女性やボランティアに対して注意喚起を行うなどその予防に努めるとともに、相談窓口の周知など被災女性に対する支援の取組を進める必要がある。その際、被災女性等の不安を殊更に増大させることのないよう配慮する必要がある。</u></li> </ul>